

東日本大震災時等の市の対応の検証とそれに伴い修正した下野市地域防災計画について

東日本大震災やその後に発生した各種災害時の対応を検証し、修正すべき点やあらたに取り組むべき対策をふまえて平成24年度に下野市地域防災計画を修正した。

■ 第1部 東日本大震災の記録について ■

第1. 地震の概要

- (1) 発生日時 平成23年3月11日(金) 14時46分頃
- (2) 震央地名 三陸沖(北緯38.1度、東経142.9度、
牡鹿半島の東南東130km付近)
- (3) 震源の深さ 約24km
- (4) 規模 マグニチュード9.0
- (5) 震度 震度5強(国分寺庁舎、南河内庁舎、石橋庁舎)
- (6) 余震(震度5以上)
 - ①日 時 平成23年4月11日(月) 17時16分
 - ②震源地 いわき市西南西約30km、深さ約10km
 - ③規 模 マグニチュード7.1
 - ④震 度 5弱(国分寺庁舎)、4(南河内庁舎、石橋庁舎)

第2. 被害の状況

- (1) 人的被害 負傷者 22名(国分寺中20、石橋小1、古山小1)
- (2) 住家被害
 - ①半 壊 13棟
 - ②一部損壊 1,048棟(南河内435棟、石橋157棟、国分寺457棟)
- (3) ライフライン
 - ①鉄道(JR宇都宮線) 発生直後運休
 - ②電気(東京電力) 吉田地区を除き停電(発生直後~3/12早朝)
 - ③ガス(北日本ガス) 通常どおり
 - ④水道(下野市水道) 通常どおり
- (4) 公共施設の被害

①学校

学校名	被害の概要
薬師寺小	壁・天井一部破損
吉田東小	壁にクラック
吉田西小	EXP.Jカバー一部破損
祇園小	壁・天井一部破損
緑小	EXP.Jカバー一部破損
石橋小	体育館ガラス一部破損、壁一部落下
古山小	天井一部落下
細谷小	体育館照明一部落下、天井一部落下

国分寺小	体育館外壁一部落下
国分寺西小	体育館照明一部落下
国分寺東小	壁にクラック
南河内中	体育館天井一部損傷、屋根瓦一部損傷
南河内第二中	壁にクラック
石橋中	天井一部落下
国分寺中	体育館照明カバー及び天井ボード一部落下

②保育園・児童館

施設名	被害の概要
薬師寺保育園	窓ガラス一部破損
吉田保育園	天井一部破損、一部遊具破損
こがねい保育園	屋根瓦一部落下
しば保育園	クラック数か所
南河内児童館	窓ガラス一部破損、天井一部破損
石橋児童館	クラック数か所
駅西児童館	タイル目地一部落下
こぼと園	壁にクラック、屋根一部破損

③保健福祉施設

施設名	被害の概要
ふれあい館	プール棟天井ボード落下、照明器具破損
きらら館	電気系統、水道に不具合
ゆうゆう館	屋根瓦一部破損

④市庁舎

施設名	被害の概要
国分寺庁舎	3F 壁一部破損、照明カバー一部破損
南河内庁舎	外壁レンガ剥離、柱モルタル一部落下、躯体クラック拡大
石橋庁舎	壁の一部破損、玄関ガラス破損、空調機一部落下

⑤コミュニティセンター・自転車駐車場

施設名	被害の概要
仁良川コミュニティセンター	屋根一部破損
石橋中央コミュニティセンター	駐車場上石膏ボード一部破損、壁に一部クラック
石橋駅前コミュニティセンター	入口・サロン前柱傾斜
コミュニティセンター友愛館	壁・天井一部破損、空調設備一部破損
コミュニティセンター東方館	トイレタイル破損、壁に一部クラック
姿西部考古台地コミュニティセンター	ホール壁にクラック、クロス一部破損
石橋駅自転車駐車場	壁に一部クラック、非常灯一部破損
自治医大駅東自転車駐車場	壁に一部クラック、非常灯一部破損
小金井駅東自転車駐車場	壁が一部破損、通路との接続部一部破損

⑥道路・公園

道路被害	南河内地区4か所	公園被害	国分寺地区11か所（照明等）
------	----------	------	----------------

※ 被害を受けた公共施設については、各種補助金や緊急防災・減災事業債などを活用して早急に復旧と耐震補強を行い、現在、通常どおり使用されている。

■第2部 東日本大震災時の対応の問題点と対応策について ■

第1. 市や関係機関の対応状況

日時	項目	内容
3月11日 (金) 14時46分		<ul style="list-style-type: none"> 地震発生
14時46分 14時48分 14時53分 14時55分	石橋地区消防組合消防本部	<ul style="list-style-type: none"> 初動体制の確立 (車両の退避、機械器具整備等実施) 石橋地区災害対策本部設置 非番・週休者等、各署所に参集職員管内調査出向 国分寺中学校で地震による多数負傷者発生出動 建物火災対応(ボイラー配管破損による水蒸気の誤報) 芳賀消防本部設営の応急救護所から2名を自治医科大学附属病院に搬送 緊急消防援助隊栃木県隊派遣要請に備え資機材の準備
15時30分	第1回災害対策本部会議	<ul style="list-style-type: none"> 地震の状況説明 時刻(14時46分頃) 震央地名(三陸沖) 震源の深さ(約10Km) 規模(マグニチュード7.9 → 8.4 → 8.8) 震度5強(国分寺庁舎、南河内庁舎、石橋庁舎) 被害状況報告 停電 屋外拡声器作動しない JR宇都宮線不通 人的被害(国分寺中学校体育館天井ボード落下による20名負傷(内1名は治療後帰宅)) 住宅等(屋根瓦被害多数、塀の倒壊多数) 公共施設(国分寺中体育館天井ボード落下、ふれあい館プール天井ボード落下、南河内庁舎南外壁ふくらみ) 建設業組合に塀の倒壊による道路上の安全確保依頼 24時間体制(生活安全課・建設課・水道課・下水道課)

		<ul style="list-style-type: none"> ・各庁舎に待機を指示（国分寺庁舎・南河内庁舎） ・消防団の災害警戒に伴う巡回に被害調査も追加依頼 ・自治会長に被害調査依頼 ・避難所5か所設置指示（JR宇都宮線不通による帰宅困難者対策）石橋上町コミュニティーセンター、石橋駅前コミュニティーセンター、生涯学習センター、駅西児童館、国分寺公民館 ・各避難所、職員3人配置とする。非常食、毛布、発電機、照明、ストーブ等の手配と配布 ・保健師の対応指示（開設した避難所を全員で手分けして巡回）、日中の当番制と夜間の緊急体制を確認する） ・民生委員児童委員に見守りの確認を指示（要援護者対策マニュアルにより活動中と確認した） ・水道事業（計画停電対策として揚水ポンプ自家発電用燃料を確保した） 南河内第1配水所のみA重油で発電するが、市内のガソリンスタンドではA重油の販売がないため、JAおやまからローリーで購入したところ、医療機関もA重油を使っているため購入量が制限された。このほか、ふれあい館のA重油を抜き取りドラム缶に保管して備えた） ・他の水道施設は軽油で発電するため計画的に購入した。 ・高架水槽のある施設については、計画停電の前に高架水槽を満たしておくようPRを行った ・12日、各課職員へ被害調査指示（災害対応マニュアルにより各所管で公共施設・住宅を調査する、10時報告）
3月12日 (土) 6時30分 8時40分 8時54分	石橋地区消防組合消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急消防援助隊栃木県隊のメンバーとして出動した ・県消防防災課から石橋地区消防組合に派遣の最終確認 ・出動命令（那須ICに10時集合） ・緊急消防援助隊栃木県隊出動
3月12日 (土) 8時30分	第2回災害対策本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・午前5時30分に通電 ・下水道課処理報告（午前2時30分から5時30分作業） （停電により吉田西地区クリーンセンターポンプが停止。上流域では停電しなかったため、クリーンセンター横の道路マンホールから汚水が流出した。三笠防水工業(有)と(有)栃木高圧に委託し、汲み上げた汚泥等を吉田東地区クリーンセンターに搬送した） ・被害状況の報告 ・避難所5か所開設を指示（石橋中学校、南河内第2中学校、薬師寺小学校、国分寺東小学校、国分寺公民館）、

		<ul style="list-style-type: none"> ・保健師の巡回の指示 ・民生委員児童委員の見守り状況の確認 ・市民へのお知らせ
3月12日 (土) 12時30分	第3回災害 対策本部会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設の報告 ・避難所の当番職員を各部ごとに編成した 石橋中学校（教育委員会）、南河内第2中学校（健康福祉部）、薬師寺小学校（経済建設部）、国分寺東小学校（総務部）、国分寺公民館（総合政策部） 物品（ストーブ2、発電機2、毛布20枚、水20本、灯油ポリタンク2） ・全避難所への保健師巡回 管理職は夜間当番、管理職以外の職員が日中当番制で巡回、日中と夜間の緊急体制も確認した ・被害状況報告 ・各庁舎対応の職員配置は3人とし、各部に一任する 各庁舎の対応（国分寺庁舎、南河内庁舎、水道庁舎、下水道庁舎24時間体制） ・JR宇都宮線 3～5割 運転再開 10:17 ・行事予定など
3月12日 (土) 18時00分	第4回災害 対策本部会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の報告 ・放送（2次災害に備えて避難所5か所） ・広報内容の検討（災害により壊れたがれきの仮設置場の設置（石橋はきらら館、南河内はふれあい館、国分寺は川西神社横） ・計画停電情報（3月13日に県内5ブロックに分け、3時間停電があるかもしれないとの情報、引き続き情報収集 ・JR線宇都宮駅まで3割運転開始
3月13日 (日) 8時30分	第5回災害 対策本部会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧、復興策（租税等の減免等を受ける際に必要とする家屋等の被害程度の証明のため家屋等のり災証明書を発行） ・公共施設の迅速な復旧を指示した ・計画停電の実施（県内5ブロックに分けて停電になるとのこと。本日15時開会する県の会議で決定される予定） ・避難者状況など
3月13日 (日) 12時00分	第6回災害 対策本部会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・市内全域の被害調査指示。調査記録を今後の災害対策の参考とする。（14日から全職員が2名1組で自治会単位を分担し調査） ・復旧、復興策（被災者支援制度に下野市は該当しない） ・避難所対応（14日午前7時までは5か所開設）など

<p>3月14日 (月) 8時00分</p>	<p>第7回災害 対策本部会 議</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地震の状況説明(規模をマグニチュード8.8→9.0変更) ・避難所の検討(14日午後5時以降は国分寺公民館に開設) ・石橋庁舎を職員3人体制 庁舎、国分寺、南河内、上下水道部は24時間体制 ・職員による市内全域の被害調査を開始 ・計画停電開始(3月14日から計画停電開始。下野市は第1～3ブロックに含まれる。3時間停電する予定) ・行事予定など(道の駅オープンイベントは中止)
<p>3月14日 (月) 9時30分</p>	<p>市議会経済 建設常任委 員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況と対策の報告 道路(4か所の陥没の通行止め措置) 住宅(屋根瓦被害多数、塀の倒壊多数の撤去作業中) 公園(街路灯の14基破損の撤去・修繕) 道の駅(工事中路面のずれを修繕) 通学路(安全確保のためブロック塀倒壊個所の撤去作業) 上水道(計画停電に伴うポンプ自家発電用燃料を確保) 下水道(停電による吉田西クリーンセンターの応急措置)
<p>3月14日 (月)</p>	<p>自治会長へ の訪問</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会長を訪問し説明(計画停電、被害調査の実施)
<p>3月15日 (火) 8時30分</p>	<p>第8回災害 対策本部会 議</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難状況の報告3/15、7:00現在0人 ・計画停電(第3グループ6:20～10:00、第1グループ15:20～19:00)地区割りに一部修正あり ・計画停電の対応(石橋地区が停電の場合、サイレン吹鳴ができないため広報車を使用) 業務のサーバーは停電の1時間前に電源を落とす 内線電話は不通、外線(アナログ)は通話可能。証明書類の発行停止 発電機、投光器の準備(現在、業者から借用しているが、今後リースを検討する) ・教育関係被害状況と対応の報告(小中学校の給食は本日から弁当に、授業は通常通り、図書館と公民館は3/21まで休館、南河内体育館の修繕) ・市ホームページ「地震情報」へ情報を出すときは各部長を通じて総合政策課へ ・南河内庁舎、石橋庁舎の代替施設の検討(被害の程度、耐震など総合的に判断し機能を移動するか否か検討) ・南河内児童館について耐震補強が必要→1年以上閉鎖 ・薬師寺地区JA跡地の北側擁壁は補強の必要あり。 ・対策本部の体制は明日決定する

		<ul style="list-style-type: none"> ・NHK情報（茨城東海村で放射能測定し原子力災害特別措置法に基づく通報あり、今後の対応について情報収集を指示） ・行事予定（確定申告受付は予定通り3／15まで道の駅オープニング、天平の花まつり等は規模を縮小して実施、17日花まつり実行委員会で協議） ・14日、市長が自治会長を訪問し説明（計画停電、被害調査の実施） ・確定申告は予定通り本日まで開催
3月16日 （水） 8時30分	第9回災害警戒本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・避難状況の報告 ・計画停電状況確認（1グループについては停電しないエリアとなった、いつまでそうなのかは不明）停電エリアは未確定なので自治会長に聞き取り調査を行う ・警戒本部体制、本部会議は18日の朝まで開催 本部の勤務体制は生活安全課職員が6時から22時まで 建設部門は24時間体制、水道課は停電に合わせた勤務体制をとる ・避難所は16日朝で閉鎖する。必要になった場合5か所（石中、二中、東小、薬小、国分寺公民館）開設する ・義援金箱設置場所（3庁舎、きらら館、ゆうゆう館、ふれあい館） ・支援物資（社協は支援物資はあずからない） ・発電機のリースは無い（現在、建設業協会から借りているものは返却し、消防団の3支団から2台ずつ借りる） ・石橋庁舎、公用車を各課1台の対応とした。 ・庁舎の耐震（南河内庁舎は簡易検査結果が2～3日かかる、石橋庁舎は現在のところ大丈夫） ・出張や通勤の際、職員の相乗りの協力を指示 ・その後、原発事故等による多数の避難者の方々が来所したので避難所を引き続き開設する
3月17日 （木） 8時25分	第10回災害警戒本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・避難状況の報告 ・福島原発関連避難場所の案（国分寺公民館、収容50名） ・計画停電状況報告（3／16の第3グループ停電時に自治会長あてに電話で状況調査を実施） ・避難所の職員配置（3／20までの夜間は健康福祉部・教育委員会職員が対応。3／19～20の昼間は国分寺庁舎職員が対応

		<p>3 / 2 1 からは国分寺庁舎職員が24時間3交代で対応。その後は南河内庁舎職員が対応する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警戒本部体制（3 / 1 7・1 8は6時～24時まで職場待機（早朝、夜間は2人体制）、3 / 1 9～3 / 2 1は6時～22時まで3人体制で職場待機、3 / 2 2以降6時～22時まで職場待機（早朝、夜間は2人体制） ・本部会議は3 / 1 8まで開催し、その後は状況を勘案し開催する ・避難所の運営はボランティア、県職員等にも手伝いを要請する場合もあるので県との連携を密にする ・避難が長期化する場合を考慮し、将来的にきらら館、ゆうゆう館の活用を考慮しておく ・車の燃料が枯渇しているのと同じ方向へ出向く際は相乗り
3月18日 (金) 8時30分	第11回災害警戒本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・避難状況の報告（アパート・借家の情報収集） ・計画停電状況報告（東電から第1グループも停電する予定との連絡があった。第3グループの萱橋変電所は今まで停電していない） ・教育施設の休止状況（石橋体育センターと国分寺公民館は3 / 3 1まで休止） ・職員退職者からの協力申し入れを受けて業務確認を指示 ・地震関係予算 ・本部会議は必要に応じてすぐ開催できるよう待機する
3月19日 (土) 11時00分	下野市女性防火クラブ3役会議	<ul style="list-style-type: none"> ・予測による対策会議（大量避難者に対応するため、炊き出し実施について協議した）
3月22日 (火) 8時30分	第12回災害警戒本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・避難状況の報告 ・大量避難者の受入策（ふれあい館(100名)、きらら館(100名)において社会福祉協議会：ボランティア受付22日から、女性防火クラブ（初期段階での炊き出し）、自治会長連絡協議会正副会長、民生委員会長に対応を依頼） ・個人宅避難者対応（修学児の対応を教育委員会に相談） ・ヨウ素剤の備蓄は効能等よく確認のうえ検討する ・職員の配備体制（避難者の対応として総務班、被災者管理班、情報広報班、食糧物資班、保健・衛生班、施設管理班、救護班、ボランティア班の8班体制で行う） ・義援物資の受入（市内の避難者に対するものか、東北地方の避難者に送るものか確認） ・警戒本部の設置（事務局は生活安全課に置き、避難者対策

		<p>を主な内容として、随時開催する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の簡易耐震調査報告（南河内庁舎は直ちに危険な状態ではないが放置しておくのは危険と思われる。石橋庁舎は2次部材のひび割れ程度であり、特に大きな被害はない）
3月22日 (火) 10時00分	市議会全員 協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況と対策の報告 道路（4か所の陥没の通行止め措置） 住宅（屋根瓦被害多数、塀の倒壊多数の撤去中） 公園（街路灯の14基破損の撤去・修繕） 道の駅（工事中路面のずれを修繕） 通学路（安全確保のためブロック塀倒壊個所の撤去中） 上水道（計画停電に伴うポンプ自家発電用燃料を確保） 下水道（停電による吉田西クリーンセンターの応急措置）
3月23日 (水) 8時30分	第13回災 害警戒本部 会議 兼 第1回避難 者対策会議	<ul style="list-style-type: none"> ・支援物資の受入（県医事厚生課から市社会福祉協議会に県内避難所向けの協力依頼あり、市で200人規模の避難者を受け入れる場合は社協で対応可能。県へ送る物資の受付は本日から実施、市ホームページをアップしPR） ・昨日、南河内窓口で転入手続き（4家族10名） ・個人宅避難者調査（自治会長へ回覧依頼）の実施 ・放射線対策（安定ヨウ素剤は入手困難、農産物の放射線調査は4品目から7品目に拡大） ・家屋等の被害調査報告（職員が実施した被害調査の概要を報告、被害戸数が激増となるので被害の度合いを再検討）
3月24日 (木) 8時30分	第14回災 害警戒本部 会議 兼 第2回避難 者対策会議	<ul style="list-style-type: none"> ・個人宅避難者から入浴施設の利用希望あり ・計画停電対策（ゆうゆう館は燃料、計画停電への対応が難しいため計画停電時は休館するなどし、燃料入荷の目途がつきしだい開館する方針、きらら館・ふれあい館は現在、避難所として指定されているが、入浴施設は開けることが可能なので、燃料入荷の目途がつきしだい開館する方針 ・水道水（昨日つくば市の検査機関に検査依頼し週明けに結果が出る見込み。本市は地下水なので安全を強調する。 ・農作物の放射能対策（県の検査の結果、イチゴ、トマト、ニラについては基準値を下回る。ハウレン草栽培農家に残量を自己申告） ・4月予定の個人宅避難者調査を小中学校の受入を考慮し、3月中に時期を早めた。 ・震災支援（宇都宮市や県の情報を収集すること）

3月26日 (土) ～ 27日(日)	市長、 市議会議員、 市役所職員 労働組合、 商工会青年 部員	<ul style="list-style-type: none"> ・義援金の募金活動 「道の駅しもつけ」において募金活動を行い、集まった義援金93万5719円は、社会福祉法人中央共同募金会を通じて被災地へ送った。
3月29日 (火) 8時30分	第15回災害警戒本部会議 兼 第3回避難者対策会議	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の対応(3/31までは割当表により国分寺公民館を避難所とした)4月以降は生活安全課で対応するが長期化となる場合は、再度、職員全体の当番制とする) ・地震に関する最新情報の回覧(4/1広報と同時) ・福祉タクシー(避難者で利用したいという要望あるため、特例として認めたほうがよい) ・水の確保(至急水を確保する)
4月7日 (木) 16時30分	第16回災害警戒本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地への職員派遣(一般事務、土木職、建築職、保健師など1週間の交代制で短期の1か月間。職員から自主的に派遣希望を募る)
4月11日 (月) 17時16分	地震発生	<ul style="list-style-type: none"> ・地震の概要 震源地はいわき市西南西約30km、深さ約10km、規模はマグニチュード7.1、震度5弱(小金井)、震度4(田中、石橋)
4月11日 (月) 18時00分	第17回災害警戒本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・地震概況報告(17時16分発生 小金井震度5弱、田中、石橋4) ・被害速報状況の報告 人的被害(病院、保育園、幼稚園、老人福祉施設)無し 公共施設(南河内庁舎は旧議場の天井パネル落下、Jアラートの放送が流れない。国分寺庁舎は3F議場の吹付粉が落下、こぼと園の屋根に一部被害、その他の庁舎、保育園被害無し、教育施設被害無し、入浴施設三館被害無し、道路、橋梁、水道関係被害無し) 消防・警察に火災、救急の要請は無し、警察にも被害情報無し ・職員災害対応マニュアルに基づき、至急各課で被害調査 ・消防団が市内巡回 ・鉄道JR宇都宮線は宇都宮以南で運転開始 ・警戒本部を解き準備配備(自宅待機)
4月11日 (月) 14時46分	公共施設内	<ul style="list-style-type: none"> ・1分間の黙とうを捧げる

4月13日 (水) 16時00分	第18回災害警戒本部会議	<ul style="list-style-type: none"> 被災地への職員派遣 派遣先：栃木県芳賀郡市貝町 期間：平成23年5月16日～7月8日（8週間） 延人数：8人（男7名、女1名） 内容：り災証明の事務補助
4月25日 (月) 16時00分	第19回災害警戒本部会議 兼 第4回避難者対策会議	<ul style="list-style-type: none"> 避難所対応（3月25日以降避難者無し） 義援金受入報告（栃木県とちまる募金650,000円、4月25日配分、ドイツディーツヘルツタール市1,936,000円） 災害廃棄物の受入（小山広域組合と協力） 指定避難所の安全確認を指示 在宅避難者生活用品を社会福祉協議会と調整して受入 市内被災者への支援（被災した住宅所有者が100万円以上の借入をした場合に融資残高の年1%以内の利子補給） 被災地への職員派遣 下野市防災計画見直しを検討

第2. 調査結果及び各種データ

(1) 被害調査

- 3月11日以降 市職員が公共施設・住宅被害調査を実施
自治会長に自治会の被害調査を依頼
- 3月15日以降 計画停電の実施状況を自治会長から聞取調査（グループ内でも停電する箇所としない箇所があるため停電区域を特定）
- 3月14日～22日 市職員2人1組で市内全域の住家被害現地調査を実施

(2) 証明書の発行

- ①罹災証明 844件（平成26年2月28日現在）
- ②被災証明 3,037件 高速道路無料開放に伴う証明（6月20日～11月30日）
- ③災害派遣等従事車両証明 290件（平成26年2月28日現在）

(3) 義援金等の配布状況（平成26年2月28日現在）

	死 亡		半 壊		合 計
日赤等義援金	1人	1,137,008円	13件	7,676,552円	8,813,560円
とちまる募金	1人	250,000円	13件	1,560,000円	1,810,000円
合 計	1人	1,387,008円	13件	9,236,552円	10,623,560円

※死亡者は、市内住民登録の自治医大看護学部卒業生、実家（宮城県亘理町）で被災。

(4) 災害弔慰金支給状況

上記死亡者に対し災害弔慰金（2,500千円）を支給。

(5) 被災住宅再建等利子補給制度

金融機関から融資を受けて住宅の補修などを行う場合に、被災者の初期の負担軽減を図るため、返済利子の一部を助成する制度を創設。

①制度の概要

(ア) 対象者

- ・東日本大震災で住宅に被害を受け、居住するために補修、新築を行う者
- ・半壊または一部損壊で「り災証明」が交付されている者
- ・被災者生活再建支援金の交付対象になっていない者

(イ) 利子補給対象融資額 100万円以上500万円以下

(ウ) 利子補給率、補給期間 融資残高の2%以内で借入から5年間

(エ) 制度実施期間 平成23年度から平成25年度までの3年間

②制度利用状況

(ア) 利用者 2名

(イ) 当該住宅被害程度 一部損壊

(6) 避難所設置状況

月 日	避難所名	避難者数	備 考
3月11日(金)	上町コミュニティセンター	59人	JR 帰宅困難者含
	石橋駅前コミュニティセンター	50人	JR 帰宅困難者含
	生涯学習情報センター	15人	JR 帰宅困難者含
	南河内公民館	0人	
	国分寺駅西児童館	11人	JR 帰宅困難者含
3月12日(土)	石橋中学校	19人	
	南河内第二中学校	0人	
	薬師寺小学校	0人	
	国分寺東小学校	4人	
	国分寺公民館	0人	
3月13日(日)	石橋中学校	17人	
	南河内第二中学校	0人	
	薬師寺小学校	0人	
	国分寺東小学校	0人	
	国分寺公民館	0人	
3月14日(月)	国分寺公民館	0人	
3月15日(火)	国分寺公民館	2人	県外避難者
3月16日(水)	国分寺公民館	18人	県外避難者
3月17日(木)	国分寺公民館	3人	県外避難者
3月18日(金)	国分寺公民館	4人	県外避難者
3月19日(土)	国分寺公民館	4人	県外避難者
3月20日(日)	国分寺公民館	4人	県外避難者
3月21日(月)	国分寺公民館	0人	
3月22日(火)	国分寺公民館	0人	
3月23日(水)	国分寺公民館	2人	県外避難者

3月24日(木)	国分寺公民館	11人	県外避難者
合計		223人	

※(1) 3月25日以降避難所への避難者なし

(2) ふれあい館、きらら館については避難者なし

(7) 在宅避難者登録者(平成26年2月28日現在)

※東北地方の被災地から避難所以外に避難し、登録をした方

月 日	世帯		避難者	
	登録	帰宅	登録	帰宅
23年3月18日(金)	2		4	
3月21日(月)	1		4	
3月24日(木)	7		14	
3月25日(金)	1		3	
3月26日(土)	1		3	
3月28日(月)	3		7	
3月29日(火)	1		2	
3月30日(水)	3		12	
3月31日(木)	1		1	
4月4日(月)	2		6	
4月5日(火)	2		7	
4月6日(水)	1		1	
4月7日(木)	1		2	
4月8日(金)	2		7	
4月10日(日)		△ 2		△ 6
4月11日(月)	2		4	
4月12日(火)	1		1	
4月14日(木)	2		2	
4月16日(土)		△ 1		△ 2
4月18日(月)	1		1	
4月20日(水)	3		8	
4月22日(金)	1		2	
4月24日(日)		△ 1		△ 3
4月25日(月)	5		16	
4月26日(火)	2	△ 1	4	△ 3
4月28日(木)	1		1	
4月30日(土)		△ 1		△ 1
5月9日(月)	2	△ 1	3	△ 1
5月11日(水)				△ 1
5月15日(日)		△ 1		△ 3
5月16日(月)	1		1	
5月17日(火)	1		1	
5月18日(水)	1		2	
5月21日(土)		△ 1		△ 1
5月22日(日)		△ 1		△ 2
5月23日(月)	2		3	
6月4日(土)		△ 1		△ 2
小 計	53	△ 11	122	△ 25
	42		97	

月 日	世帯		避難者	
	登録	帰宅	登録	帰宅
6月9日(木)	1		4	
6月13日(月)	1		5	
6月28日(火)	1		3	
6月30日(木)	1	△ 1	2	△ 4
7月4日(月)	1		2	
7月6日(水)	1		1	
7月11日(月)	1		1	
7月13日(水)		△ 1		△ 4
平成23年 8月	7	△ 4	17	△ 9
平成23年 9月	3	△ 3	4	△ 7
平成23年10月	3	△ 5	5	△ 9
平成23年11月		△ 2		△ 3
平成23年12月	2	△ 1	4	△ 1
平成24年 1月	1		3	
平成24年 2月		△ 2	1	△ 2
平成24年 5月	1	△ 1	4	△ 2
平成24年 6月	2		4	
平成24年 7月	4		5	
平成24年 8月	1		2	
平成24年 9月	4		8	
平成24年10月	1		5	
平成24年11月		△ 1		△ 1
平成24年12月	1		2	
平成25年 1月	1	△ 1	3	△ 2
平成25年 3月	1	△ 1	3	△ 1
平成25年 4月	1		1	
平成25年 5月	1		4	
平成25年 6月				△ 1
平成25年 7月				△ 1
平成25年 8月	1		2	
平成25年10月		△ 1		△ 3
平成26年 2月		△ 1		△ 2
小 計	42	△ 25	95	△ 52
	17		43	
合 計	95	△ 36	217	△ 77
	59		140	

内訳

被災時の市町村	世帯数	避難者数
福島県南相馬市	14	39
福島県双葉郡浪江町	12	32
福島県いわき市		
福島県双葉郡富岡町	1	3
福島県双葉郡双葉町	4	15
福島県相馬郡飯舘村	2	3
福島県郡山市	10	20
福島県双葉郡楡葉町	1	3
福島県双葉郡川内村		
福島県双葉郡大熊町	1	4
福島県福島市	3	6
福島県伊達郡桑折町	1	1
福島県須賀川市	2	2
福島県相馬市	1	1
福島県本宮市	1	4
宮城県石巻市	2	3
宮城県塩釜市	0	0
宮城県仙台市	1	1
宮城県多賀城市	1	1
岩手県下閉伊郡山田町	1	1
茨城県筑西市	1	1
合 計	59	140

(8) 計画停電実施状況

月 日	第1グループ	第3グループ
3月14日(月)	実施なし	
3月15日(火)	実施なし	6:20~10:00
3月16日(水)	実施なし	18:20~22:00
3月17日(木)	実施なし	15:20~19:00
3月18日(金)	6:20~10:00	12:20~16:00
3月19日(土)	実施なし	
3月20日(日)	実施なし	
3月21日(月)	実施なし	
3月22日(火)	9:20~13:00	15:20~19:00
3月23日(水)	実施なし	
3月24日(木)	18:20~22:00	実施なし

(9) 物資や役務の提供について

市内12名の個人の方から、戸建の個人住宅や賃貸住宅の提供申出があった。
市内13店舗の燃料店ガソリンスタンドから公用車給油燃料協力があった。
市内外の12事業所や個人の方から以下の物資役務の提供があった。

乳幼児やファミリーの滞在受入の援助申出
重機を所有しているので被災地での協力申出
ボランティア派遣のためのバス1台提供申出
食料・日用品・新聞の提供
3/11震災時約100食のパンを無償提供
雇用促進住宅への避難者に駐車場を提供
ふれあい館プール天井落下に際して、迅速に対応
定期的にお茶会を開催し、下野市へ避難してきた方に情報交換の場を提供

(10) 被災地支援

(1) 亘理町応援団

被災した宮城県亘理町を応援するため、市民レベルでの復興応援と交流を目的として平成23年7月11日設置。

(2) 活動経過

- ①第1回訪問(平成23年6月23日) 市長他10名
・支援物資、災害弔慰金の搬送
- ②第2回訪問(平成23年8月26日) 社会福祉課長他5名
・現地視察、亘理町応援団に関する打ち合わせ
- ③第3回訪問(平成23年9月20日)

- ・災害ボランティア
- ④第4回訪問（平成23年12月10日）議長、副市長他4名
 - ・支援物資搬送、災害ボランティア
- ⑤被災者の天平の花まつり招待事業実施（平成24年4月24日～25日）
 - ・支援物資
- ⑥第5回訪問（平成24年7月30日）
 - ・災害支援金
- ⑦第6回訪問（平成24年7月31日）
 - ・調髪ボランティア
- ⑧第7回訪問（平成24年10月28日）
 - ・カラオケのど自慢大会実施
- ⑨被災者の天平の花まつり招待事業実施（平成25年4月23日～24日）
- ⑩第8回訪問（平成25年10月27日）
 - ・カラオケのど自慢大会実施
- ⑪第9回訪問（平成25年11月17日）
 - ・復興状況現地視察、「震災語り部の会ワッタリ」事業参加

(11) 福島第一、第二原子力発電所事故への対応

(1) 放射性物質への対応

① 空間放射線量の測定

- (ア) 市役所三庁舎（国分寺・南河内・石橋） 平成23年6月30日開始
- (イ) 公立保育園（5保育園） 平成23年7月21日開始
- (ウ) 小中学校（16校） 随時

② 放射性物質検査

- (ア) 上水道（配水場他） 平成23年3月23日開始
- (イ) 下水道（農業集落排水クリーンセンター他）
- (ウ) プール水
 - ・小学校4校 平成23年6月13日
 - ・大松山運動公園プール

(エ) 農産物 平成23年産農産物から下都賀農業振興事務所にて検査を実施

③ 食品等の放射性物質簡易検査

平成24年9月3日から、国民生活センターから放射性物質検査機器（簡易型ガンマ線スペクトロメーター）の貸与を受け、食品等の放射性物質簡易検査を実施。

(2) 東京電力への損害賠償請求

① 検査機器購入費用、検査費用

空間線量検査機器購入費用	16台	1,657,614円
学校等屋外プール水検査委託費用	5箇所	131,250円
合 計		1,788,864円

② 水道事業

水道水検査費用

- ・ 1回目 平成23年3月23日～11月7日まで検査分
2, 177, 706円
 - ・ 2回目 平成23年11月21日～平成24年3月5日まで検査分
428, 400円
 - ・ 3回目 平成24年3月21日～平成25年3月11日まで検査分
639, 450円
- 合計（1回目～3回目） 3, 245, 556円

③下水道事業

農業集落排水汚泥検査費用

- ・ 1回目 平成23年6月20日検査分 317, 100円
 - ・ 2回目 平成23年11月16日～平成24年3月24日まで検査分
493, 500円
 - ・ 3回目 平成24年8月8日～平成25年3月27日まで検査分
1, 640, 520円
- 合計（1回目～3回目） 2, 451, 120円

第3. 東日本大震災時の対応の課題と対応について

(1) 災害対策本部に関すること

課題 地震発生直後から情報収集と窓口対応を最優先にしたことにより、本部会議の運営や会議録の作成業務が有効に機能しなかった。本部事務局に通報があった内容をホワイトボードに記載して情報の共有化をした。本部会議メモは残したが詳細な会議録を作成することができなかった。

対応 会議時に音声録音を併用して詳細な会議録を作成するとともに、各担当者からの報告は文書で行うこととした。資料収集と併せて検証を行いながら対応策を立て、将来の災害発生時に円滑に対応できるように情報の共有化を図る。

(2) 情報の収集・伝達及び通信確保対策に関すること

課題 地震発生直後に発生した停電のためNTT回線が遮断された。また、停電により市防災情報伝達システムは蓄電池で稼働したが、電池容量が小さかったため30分で停止し情報の伝達方法が市広報車等に制限された。

対応 平成23年10月に非常用電源の蓄電池及び発電機を整備した。また情報伝達手段の多様化を図るため、平成25年3月には各庁舎用の移動系防災デジタル無線の整備と併せて市広報車、消防団の消防ポンプ車に防災無線を搭載した。

(3) 被害調査について

課題 り災証明を発行する際に被災状況の再確認を行う作業に手間取った。

対応 調査の実施時点で明確な被害程度の基準（大破・中破・小破）を設定する。

（４）避難所に関すること

課題 JR宇都宮線不通による帰宅困難者の受入について、指定避難所がJR各駅から遠いため、一時避難所として駅周辺施設5か所を開設した。ホームページで周知を行ったが、市民に対する広報が十分ではなかった。

対応 避難所の開設は被害状況により異なることから、開設マニュアルをより動きやすいように修正する。また、避難所を開設した時は屋外拡声器、広報車などを活用して市民に周知する。避難誘導にあたり、自主防災組織の設立を一層進めて、組織の構成員と消防団員が協力して活動する体制づくりを推進する。

（５）備蓄品等に関すること

課題 被災時に最低限の水、毛布、食料品、発電機、投光器、コードリール、ラジオ等の備蓄品は確保されていたが、復旧が長期化するにつれて外部から受け入れた品物がなかなか入らないという状況となった。県内市町同士の相互応援や備蓄品の共同利用に関する協定も、県内すべてが被災したため有効に機能しなかった。

対応 平成23年10月に生活協同組合や百貨店などとの食糧・生活必需品等の確保に関する協定を締結した。また、平成25年6月に高松市と災害時における相互支援協定書を締結し、食糧・生活必需品や供給に必要な資機材の提供、応急復旧活動、職員派遣、避難者の受入れやボランティアなどを強化したほか、さらに県外や広域的な相互応援体制を進めていく。

このほか、自助の考え方として今後、市民に対しても最低3日分の非常食、飲料水の備蓄を行うよう周知を進める。

（６）災害ボランティアセンターに関すること

課題 災害ボランティアセンターの開設に関する役割分担が明確ではなかったため、相談者に混乱をきたした。

対応 社会福祉所管課や社会福祉協議会と連携して、担当窓口など役割分担の明確化と情報の共有化を図る。

（７）自主防災組織の設置促進に関すること

課題 東日本大震災の教訓で公助だけでは限界があり、自助、互助・共助を合わせなければ災害には対応できないことを痛感した。

対応 現在、8組織で活動しているが、さらに自主防災組織を設置促進するための支援策を強化する。

■第3部 下野市地域防災計画の修正について ■

平成19年3月に策定した下野市地域防災計画について、平成23年3月11日に発生した東日本大震災や、平成24年5月に発生した竜巻等、下野市内及び県内に甚大な被害をもたらした災害を教訓に本計画の見直しを行い、平成25年3月に本計画を改訂した。

◆下野市地域防災計画の構成

- 第1編 総則
- 第2編 水害、台風・竜巻等風害等対策編
- 第3編 震災対策編
- 第4編 原子力災害対策編
- 資料編

◆修正のポイント

1. 原子力災害対策編の新設
2. 地震想定被害の修正
3. 竜巻災害への備えの追加
(「風水害等対策編」から「水害、台風・竜巻等風害等対策編」に改称)
4. 避難勧告発令基準の追加
5. 広域一時滞在対策の追加
6. 広域物流拠点として「道の駅しもつけ」を追加
7. 情報伝達手段の多様化

第1編 総 則

第2節 防災関係機関等の責務と業務の大綱 P8～P9

2 防災関係機関等の業務の大綱

あらたに関係機関の指定を行い、それぞれの機関が処理すべき業務を明記した。

(8) それまで指定地方公共機関の中に災害時における医療救護活動に関する機関がなかったため、次の機関をあらたに指定地方公共機関として指定した。

(一社) 栃木県医師会、(社) 栃木県歯科医師会、(一社) 栃木県薬剤師会、
(公社) 栃木県看護協会、(社) 栃木県柔道整復師会

(9) それまで公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の中に、災害時における救急医療活動に関する機関が(社) 小山地区医師会のみだったため、次の機関をあらたに指定した。

(社) 小山歯科医師会、小山薬剤師会、(社) 栃木県柔道整復師会小山支部

第4節 下野市の災害対策の理念と視点 P13～15

東日本大震災で得た教訓を踏まえ、題名を「下野市の災害対策の課題と目指す方向」から「下野市の災害対策の理念と視点」に変更し、理念と視点を記載した。

第1 計画修正の理念

- 1 市民の生命を守る
- 2 自助、互助・共助と公助による支え合い
 自助（自分の身は自分で守る）、互助（地域住民がお互いに助け合う）・共助（ボランティア、NPO、社会福祉協議会、企業等の支援）が相補って協力して支援していく。
 公助（各行政機関が連携・協力して行う支援）による災害応急対策を進める体制を整える。
- 3 災害に強い下野市を目指して
 建物の耐震化や社会基盤の整備を進めるとともに、消防団や自主防災組織の活性化、物資の備蓄、正しい防災知識の普及や防災教育の充実等、市民総ぐるみの防災対策により災害に強い下野市を目指す。

第2 計画見直しの視点

- 1 想定地震の見直し
 「想定宇都宮市直下型地震」の想定地震規模を、それまでのM7.3（阪神・淡路大震災相当規模）に加え、M8.0（過去国内最大規模の地震）も想定した。
- 2 竜巻災害への備え
 平成24年5月に発生した竜巻災害を受けて、竜巻等突風発生を気象情報から早期に把握するための初動体制の整備等の防災対策を進める。
- 3 ハードとソフトを組み合わせた「減災」対策
 施設の耐震化などのハードと併せて避難対策や地域住民による防災訓練の実施などを行うソフトを行うことで減災対策を進める。
- 4 広域災害への備え
 栃木県が一体となった「チーム栃木」の連携と併せて県外自治体や各種団体、企業等との相互応援協力体制を進めることで広域連携体制を強化する。
- 5 被災者の視点に立った支援活動
 行政や市民、ボランティア、NPO、社会福祉協議会等が一体となって被災者の視点に立ったきめ細かな支援活動を実施する体制を整備していく。特に災害時要援護者や女性、子どもに対する配慮を十分に行う。

第5節 地震被害想定 P16～18

前述のとおり、想定地震規模をこれまでのM7.3に加えM8.0も想定した。

第2編 水害、台風・竜巻等風害等対策編 ※「風水害等対策編」を改称した。

◆第1章 災害予防計画

第1節 防災意識の高揚 P101～104

自主防災思想の普及、徹底を図るため内閣府の「減災のてびき」から【生命・身体を守る方法】を記載した。

東日本大震災や近年発生した災害で得た教訓を踏まえ、各個人による非常時の備えをも踏まえた防災知識の普及、訓練を盛り込んだ。

また、災害時要援護者等への配慮について記載した。

過去に発生した災害に関する先人からの言い伝えや教訓の継承を記載した。

第2節 自主防災組織・消防団の育成強化 P 105～108

それまで自助・共助の精神に基づき自主防災組織や消防団の育成・強化を進めてきたが、あらたに互助（地域住民がお互いに助け合う）の精神も盛り込み、災害発生時に対応できる体制を整える。

企業等においては従業員・顧客の安全確保や地域貢献や地域との共生など社会的役割を認識し、地域社会の一員として防災活動の推進に努めることを記載した。

第3節 ボランティア活動の環境整備 P 109～110

災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を再認識し、平常時から関係機関の連携強化のため広域的なネットワーク化に努めることを追加した。

第5節 災害時要援護者対策 P 121～124

東日本大震災をはじめ過去に発生した災害における被災状況を記載した。平成21年1月に作成された「下野市災害時要援護者対応マニュアル」に基づき、災害時要援護者等に対して自治会等の地域レベルに応じたきめ細かな支援体制の向上を促進していく。また、あらたに福祉避難所の確保等を追加した。

第6節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備 P 125～126

あらたに災害時要援護者への配慮を追加した。また、平常時における在庫品目・数量の把握等について見直し。燃料の確保対策として関係団体・事業所等と協議を行い、協力・支援体制の構築に努める。

第7節 水害、台風・竜巻等風害に強いまちづくり P 127～128

災害時の電源喪失に備えて、再生可能エネルギーの利活用による災害に強い地域づくりの推進対策を追加した。

第8節 水防体制の整備 P 129～130

浸水想定区域における効果的な避難等応急対策を追加した。

また、近年、多発しているゲリラ豪雨による道路アンダー冠水対策を追加した。

第10節 情報・通信網の整備 P 132～134

災害時の情報伝達の確実化のため、情報伝達手段の多様化に向けて修正した。

- ・下野市防災情報伝達システム（屋外拡声器による放送）の改修

震災当日は長期停電により、防災情報伝達システムの本体用電池では賄うことができず、防災サイレン等が使用不可能だった。

このため、システム本体用の蓄電池を導入し3時間使用可能とした。

また、各拡声器等の蓄電池については平成25年度から5か年計画で毎年12基程度バッテリー交換工事を進めている。

- ・下野市災害対策用MCA無線の新設

防災デジタル無線機を3庁舎（国分寺指令局、南河内図書館中継局、水道庁舎中継局）、消防団の消防ポンプ車と市の広報車4台に搭載した。また、現地対応職員用携帯型防災デジタル無線機を設置した。

国分寺庁舎8台、農政課1台、建設課2台、水道課1台、下水道課1台、

教育総務課2台・社会福祉課1台〔石橋庁舎〕、社会福祉課〔きらら館〕2台

- ・東日本電信電話株式会社と非常用電話（特設公衆電話）設置の覚書を締結した。

設置年度	設置個所（小中学校 16 校を優先して設置）
平成 24 年度設置	市内小中学校 11 校
平成 26 年度設置予定	市内小中学校 2 校（吉田西小・国分寺小）
平成 27 年度設置予定	市内小中学校 3 校（古山小・石橋小・細谷小）
平成 28 年度以降	他の公民館、体育館等に設置予定

第 1 1 節 避難体制の整備 P 135～138

避難所整備の留意事項として災害時要援護者への配慮、通信事業者の協力による電話・インターネット等の早期設置などを追加した。

学校等における竜巻被害対策としての避難所の確保を追加した。

第 1 5 節 防災拠点の整備 P 157～158

○主要交通網の沿線自治体としての対応（その 1）

あらたに「道の駅しもつけ」を新四号国道による広域物流拠点として位置付けた。

※広域物流拠点：物流事業者が有する保管や荷役、情報収集等の専門知識やノウハウを有効に活用できるように、災害時における物資集積場所として位置付けるもの。

第 1 9 節 文教施設等災害予防対策 P 178～181

公立学校の対策を修正した。学校安全計画に加えて「危険等発生時対処要領」の作成について追加した。児童、生徒等及び教職員に対して自らの危険予測と回避能力を高めるため、防災教育の方針を追加した。

また、社会教育施設対策として社会教育施設危機管理計画や防災教育を追加した。

第 2 0 節 相互応援体制の整備 P 182～184

県と県内市町が一体となった「チーム栃木」応援体制の整備を追加した。

また、協定の締結状況にあらたに締結された 5 協定を追加した。

下野市建設業協同組合、国土交通省関東地方整備局、セッツカートン(株)、東京電力(株)栃木南支社、栃木県建設業協会下都賀支部

◆第 2 章 災害応急対策計画

第 1 節 活動体制の確立 P 251～255

下野市災害警戒本部、組織の見直し

警戒副本部長を第二分野副市長から市民生活部長に変更した。

下野市災害対策本部、市長不在時の職務代理者の見直し

第 2 順位の職務代理者を第二分野副市長から市民生活部長に変更した。

第 3 節 通信手段の確保対策 P 291～293

前述のとおり、災害用 M C A 無線など情報通信手段の機能確保等を追加した。

第 5 節 相互応援協力・派遣要請 P 321～324

前述のとおり、市町村間や県の相互応援協力について追加した。県内市町または他都道府県で重大な被害が発生した場合に、県・市町が一体となった応援を行う。

第 7 節 避難対策 P 330～339

避難勧告・指示等の発令の判断基準を追加した。

避難所開設や運営について東日本大震災の経験を基にきめ細かな配慮を追加した。こころのケア対策として被災者への早期対応ができるよう取り組みを追加した。

近年の大規模災害において指定避難所以外の車やテントで避難生活を送る人が多いことを受け、避難所外避難者・帰宅困難者・県外避難者の受入対策を追加した。

第8節 広域一時滞在対策 P 339～341

他市町において一時的な滞在をするための県市町協議を行う対策を新設した。

第12節 食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動 P 359～364

1 基本方針を追加した。市は必要な物資を供給するに当たり季節への配慮や災害時要援護者への配慮を行う。また、現状に合わせて供給方法を見直した。

第14節 保健衛生活動 P 383

3 栄養指導対策を追加した。炊き出し時や特定給食施設の栄養管理や災害時要援護者に対する巡回栄養相談等を記載した。

第17節 文教施設等応急対策 P 411～413

1 校長の応急措置等に学校安全計画、危機管理マニュアル等の記載を追加した。
6 社会教育施設における応急対策を追加した。

第18節 住宅応急対策 P 414

5 被災者に対する民間賃貸住宅に関する情報の提供を追加した。

第22節 広報活動 P 422～424

2 広報活動内容(2)災害時要援護者等への配慮を追加したほか、災害時の伝達を確実に実施できるよう伝達手段の多様化を図った。

第23節 自発的支援の受入 P 425～426

1 災害時におけるボランティアセンターの活動支援と協働による避難者支援体制の整備を追加した。

◆第3章 災害復旧・復興計画

第1節 復旧・復興の基本的方向の決定 P 501

復興推進本部の設置を追加した。

第2節 民政の安定化対策 P 503～506

6 被災者生活再建支援制度について支給金額等の別表を修正した

第3編 震災対策編

◆第1章 震災予防計画

第1節 防災意識の高揚 P 701～702

1 緊急地震速報による事前覚知を追加した。
2 生命・身体を守る方法について「地震に自信を」から抜粋し追加した。

第10節 避難体制の整備 P 706～707

帰宅困難者対策として、関係機関による連絡調整の実施、避難場所の確保、市民への周知を行うこと。

○主要交通網の沿線自治体としての対応(その2)

平成23年3月11日夜、JRの帰宅困難者等のため一時避難所として5か所

開設した。応急対策であったためホームページで周知を行った。それまで大規模風水害等により列車が長期間停止した場合には市指定避難所への避難者受入れを想定していたが、JR駅からの距離が遠かったための応急措置として次の5施設を一時避難所として受け入れた。

施設名	受入人数
上町コミュニティセンター	59人
石橋駅前コミュニティセンター	50人
生涯学習情報センター	15人
南河内公民館	0人
国分寺駅西児童館	11人
合計	135人

県、県警察、市町、鉄道事業者で構成する栃木県帰宅困難者対策連絡会議の設置を進めており、関係機関が連携した対策をまとめていく方針。市は物資の備蓄に努めるが、鉄道事業者についても避難誘導や物資の備蓄対策を追加した。

第15節 建築物災害予防対策 P710

平成21年2月に策定された下野市建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震化率の目標値などを追加した。

◆第2章 震災応急対策計画

第1節 活動体制の確立 P801～804

前述のとおり警戒副本部長、市長不在時の職務代理者（第2順位）を第二分野副市長から市民生活部長に変更した。

第2節 災害情報の収集・伝達 P805～807

気象庁が発表する地震情報の種類・緊急地震速報の種類を表を追加した。

第6節 避難対策 P808～810

前述のとおり帰宅困難者対策と県外避難者の受入対策を追加した。

第7節 広域一時滞在対策 P810

前述のとおり広域一時滞在対策を新設した。

第24節 東海地震の警戒宣言発表時の緊急応急対策 P834～845

1 気象庁が発表する東海地震に関する情報の種類について修正した。

第4編 原子力震災対策編 ※ 原子力災害対策編を新設した。

資料編 ※ 最新の数値等に更新した。